

## 5 活用推進の仕組み

**取組事例：東京都江戸川区「第二期学校教育情報化推進計画」**

<ポイント>

- より実践的な活用事例についての情報提供・共有の仕組みをつくる
- 習熟度や役割に応じて研修内容を工夫し、計画的に人材を育成して推進体制に厚みを加える
- 学校ごとの目標の明確化、振り返りを徹底することにより教師一人一人への働きかけを強化する

江戸川区では、「江戸川区教育情報化推進計画」を策定し、長期的な視点に立って、整備に関する取組や活用推進に関する取組を進めている。推進計画の内容や構成等は、「地方自治体のための学校ICT環境整備推進の手引き(平成29年3月文部科学省)」において、「推進計画策定の取組事例」として紹介されているので、参照していただきたい。ここでは、江戸川区教育委員会が、主にICTを活用した授業の推進を図るために計画した取組や推進体制について上記の3つのポイントに沿って解説する。

## 1 より実践的な活用事例についての情報提供・共有の仕組みをつくる

**1-1 教科指導におけるICTの活用と体系的な情報教育の推進****事業1：ICT活用のノウハウの蓄積と活用**

各学校や教育研究会、委託事業者からの情報提供等を通じて教科指導におけるICT活用事例を収集し、区内への共有を図ります。共有に当たっては「教育ネットエドがわ」を活用します。

教育委員会と教育研究会が連携し、ICT活用の実践事例等についての研究を実施します。各研究部会における授業研究等を通じた成果を年に1回以上発表し、区全体に共有します。

- 各学校において、電子黒板等のICT機器や学習用コンテンツを活用した研究授業を実施します。

**事業2：ICT活用状況の検証**

- 各学校におけるICT機器や学習用コンテンツの利用状況と課題について把握・検証します。

<『第二期江戸川区教育情報化推進計画』より抜粋>

ICT活用に関する教師個々のスキル差は大きく、知りたい情報の内容も多様である。域内の学校全体のレベルを底上げするためには、教師一人一人の多様なニーズに応じる必要がある。江戸川区では、教員のニーズに応え、より実践的な活用方法に関する情報提供が行われており、「第二期江戸川区教育情報化推進計画」には、ICTを活用した授業の推進にかかわる上記(抜粋資料)のような具体方策が示されている。

まず、情報提供の場として、教育に関する情報や教材を紹介する、江戸川区の教員専用のポータルサイト「教育ネットエドがわ」を開設している。

各学校に対しては、電子黒板等のICT機器や学習用コンテンツを活用した研究授業を義務づけており、ポータルサイトに、区内小中学校におけるICT機器の利活用を推進するために必要な情報が集約され、教師同志での教材の共有化も図ることができるようになっている。

また、ICT活用状況の検証もしっかりと行うことが計画されており、情報の提供や共有を行うだけでなく、課題を把握し、改善を図っていくことが計画されているのも大切なことである。



図表2-27 ポータルサイト「教育ネットえどがわ」のトップページ

2.1

推進計画策定の  
取組事例

2.2

教育の情報化の  
事業化と  
予算要求の説明

2.3

全校展開を見据えた  
モデル事業

2.4

調達

2.5

活用推進の  
仕組み

2.6

情報セキュリティ

## 2 習熟度や役割に応じて研修内容を工夫し、計画的に人材を育成して 推進体制に厚みを加える

### 2-2 教育の情報化を推進できる人材の育成具体的方策より

#### 事業15: 習熟度や役割に応じた計画的な人材育成

管理職・主幹教諭情報化推進リーダーを対象とした、学校経営へのICT活用、意識活用、授業づくり等に関わる研修を実施します。

情報化推進リーダー同士で各学校の状況について情報交換を行い、それぞれが抱えている問題の解決や課題の共有を図ります。合わせて、研修を実施します。

教員を対象とした、ICT活用指導力向上に向けた研修を、習熟度別を実施します。

役割や立場に応じた情報モラル教育に関する取組みを推進するため、職層別研修を実施します。

区は、各学校における情報化を推進する人材の育成に向け、民間事業者を活用した校内ミニ研修実施の支援を行います。

また、情報セキュリティや情報モラルに関する意識向上を図るための研修を行います。教育委員会は、そのために必要な情報を提供します。

- 各学校は、区外から転入してきた教員に対し、電子黒板等の教育指導に用いるICT機器、統合型校務支援システムなどの基本的な操作方法習得に向けた研修を行います。また、情報セキュリティや情報モラルに関する意識向上を図るための研修を行います。教育委員会は、そのために必要な情報を提供します。

#### 事業16: ICT活用指導力の検証

教員のICT活用指導力の状況について、文部科学省の基準に基づいて調査し、従前と比較したスキルの状態や課題について検証します。

2.1

推進計画策定の取組事例

2.2

教育の情報化の事業化と予算要求の説明

2.3

全校展開を見据えたモデル事業

2.4

調達

2.5

活用推進の仕組み

2.6

情報セキュリティ

事業No	事業名	項目No	前期		後期	
			H26	H27	H28	H29
2-2 教育の情報化を推進できる人材の育成～ICT活用指導力の底上げと職層に応じた役割の理解～						
15	習熟度や役割に応じた計画的な人材育成	1	ICTマネジメント研修の実施 【対象：管理職、主幹教諭、情報化推進リーダー等】		前期の実施状況の検証を行った上で実施	
		指標	実施率			
		2	情報化推進リーダー連絡会において、意見交換による問題の解決や課題の共有、研修等を実施 【対象：情報化推進リーダー】		前期の実施状況の検証を行った上で実施	
		指標	実施率			
		3	習熟度別(基礎・応用)のICT活用実践研修の実施 【対象：管理職以外の教員】		前期の実施状況の検証を行った上で実施	
		指標	実施率			
		4	—	職層別情報モラル教育研修の実施 (事業4-1関連)		
		指標	実施率			
		5	各学校における情報化を推進する人材の育成に向けた、ミニ研修実施の支援		前期の実施状況の検証を行った上で実施	
		指標	実施有無			
16	ICT活用指導力の検証	1	教員のICT活用指導力の検証		教員のICT活用指導力の検証	
		指標	実施有無			

図表2-28 事業推進スケジュール

<『第二期江戸川区教育情報化推進計画』より抜粋>

教師間のICT活用に関するスキルレベル・ノウハウの格差に配慮した人材育成は、活用推進を考える上での重要な視点である。江戸川区では、上記(抜粋資料)のように習熟度や役割に応じた人材育成の計画を立て、ICT活用指導力の状況についても検証している。

「管理職・主幹教諭・情報化推進リーダー等」の校内の責任者及び推進役を対象とした研修においては、まず、管理職が情報化推進の責任者であるとの自覚を高め、ICT活用が学校運営の中期的に位置付けられ、推進されることをねらって「ICTマネジメント」を主な研修の内容としている。また、管理職をサポートする重要な位置付けとして主幹教諭を研修対象に加え、その役割を理解させることにより推進体制に厚みを加えようとしている。推進の核となる「情報化推進リーダー」については、「情報化推進リーダー連絡会」を開催して意見交換や問題の発生状況、課題解決の工夫等について共有できるようにしている。ICT活用の実践化・日常化のために、推進リーダーがしっかりと力を付けることができるよう教育委員会がフォローアップし、資質の向上を図っている。

管理職以外の教師については、習熟度別による実践的な、あるいは応用的な研修を行っている。また、学校内における情報化を推進する人材の育成に向け、民間事業者を活用した校内ミニ研修実施の支援を行うなどしながら、ICT活用指導力の底上げを図っている。

こうした人材育成のための研修については、実施率を指標として2年サイクルで実施状況を検証し、その結果を踏まえて次の2年間の研修を実施する計画となっている。(図表2-28 事業推進スケジュール)

教師のスキルレベルを測る指標としては、文部科学省による「教員のICT活用指導力チェックリスト」を用いている。毎年全国調査が行われる「教員のICT活用指導力チェックリスト」であるが、ここでの自己評価が、日々の授業改善に役立つことはもちろん、区の事業の評価や改善の指標として活用されていることを、教師一人一人にも理解できるようにしていくことが大切なポイントである。

### 3 学校ごとの目標の明確化、振り返りを徹底することにより教師一人一人への働きかけを強化する

#### 2-3 推進体制の充実～学校目標の明確化による推進体制の強化～

##### 事業17: 教育の情報化における到達目標の設定と検証

情報化の推進に向け、学校別の年度到達目標を設定し、達成状況や課題を検証します。

##### 事業18: 区の推進体制の充実

システムの運用管理業務等アウトソーシングを推進することで、ICTの活用推進に関わる取組みにシフトするなど、システム運用管理業務の効率化と企画立案力の強化を推進します。

##### 事業19: 教育委員会における計画の進捗管理と評価

計画の進捗管理の仕組みを確立し、進捗状況を毎年定期的に確認します。

計画の進捗状況について外部環境変化も加味しながら評価を行い、前期終了年度及び後期終了年度に計画の見直しを実施します。

事業No	事業名	項目No	前期		後期	
			H26	H27	H28	H29
<b>2-3 推進体制の充実 ～学校目標の明確化による推進体制の強化～</b>						
17	教育の情報化における到達目標の設定と検証	1	学校目標の設定、評価実施	評価実施	目標設定の見直し、評価実施	評価実施
		指標	目標達成率			
18	区の推進体制の充実	1	システム運用体制見直しの検討	見直しの実施と運営	—	—
		指標	実施有無		—	
19	教育委員会における計画の進捗管理と評価	1	計画の進捗管理の実施		計画の進捗管理の実施	
		指標	実施有無			
		2	実施(改善方針の検討)	実施(後期計画立案)	実施(改善方針の検討)	実施(次期計画立案)
		指標	実施有無			

図表2-29 事業推進スケジュール

<『第二期江戸川区教育情報化推進計画』より抜粋>

## 2.1

推進計画策定の  
取組事例

江戸川区では、教育CIOにより意思決定された区全体の情報化関連施策について、学校現場における実際の取組については、学校CIOが、学校の実状を踏まえて運営体制が検討され、推進されていく体制がとられている。情報化の推進に向けた実際の取組が学校に委ねられることで、学校ごとに取組がバラバラにならないようにするためには、教育委員会による進捗管理が大事になる。

また、校内の推進リーダーに過度の負担がかからないようにするためにも、校内での組織づくり・体制づくりを行うことが必要である。このとき、管理職が情報化推進の責任者としての意識をしっかりと持つなど、職層に応じた役割の理解ができていることが大切になる。

## 2.2

教育の情報化の事業化と  
予算要求の説明

江戸川区では、P.70(抜粋資料)のように、教育の情報化の推進に向けて、学校別の年度到達目標を設定し、達成状況や課題を検証している。学校目標の明確化と振り返りを徹底することにより、教育委員会として事業計画の進捗管理や評価を行うと共に、教師一人一人への働きかけの強化も図っている。学校においては、ICT活用についての目標と達成基準を作成し、年度末に振り返りを行い、次年度に向けて計画の見直しを図ることになる。教育委員会のアンケートによる自己評価も実施している。

## 2.3

全校展開を見据えた  
モデル事業

学校におけるICT活用推進の鍵は、環境整備の充実や情報の提供・共有、人材育成の仕組みをつくることはもちろん、年度到達目標の設定など、達成状況や課題の検証を行う仕組みや体制をつくることである。計画通りに進捗しなかった場合の原因究明や計画の見直しこそが、真に活用が推進される環境構築や体制づくりには必要である。

## 2.4

調  
達

## 2.5

活用推進の仕  
組み

## 2.6

情報セキュリティ

## 6 情報セキュリティ

### 情報セキュリティ

<ポイント>

- 文部科学省策定の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を理解する
- 情報セキュリティポリシーの策定は教育委員会が、運用は全ての学校職員が担う
- 教職員だけでなく、情報を取り扱う児童生徒にも情報セキュリティ意識の向上を図る

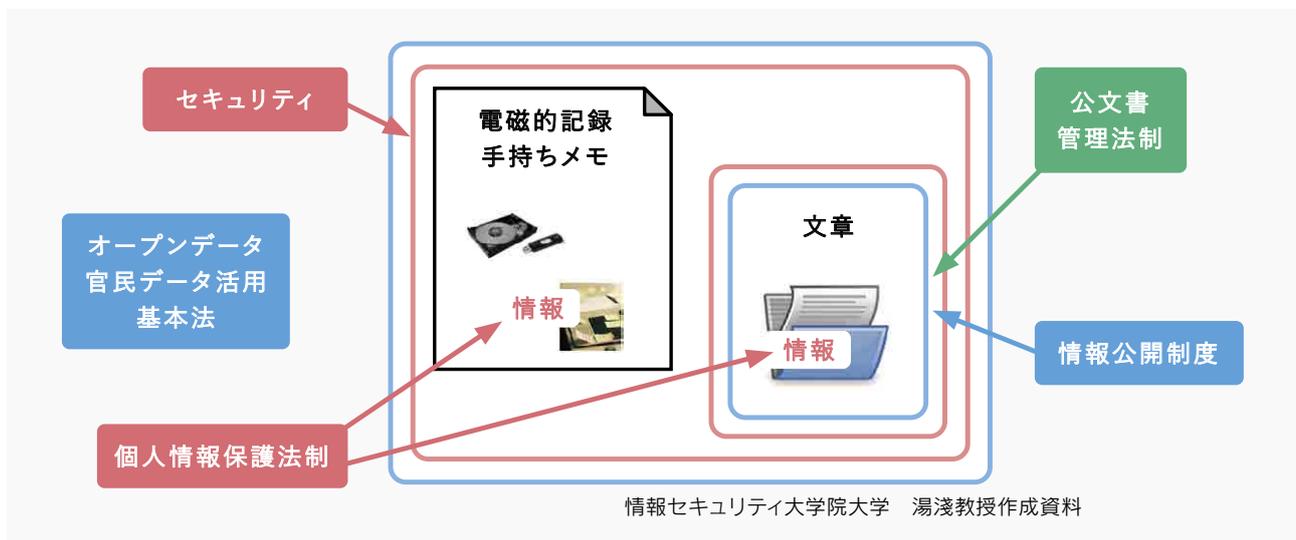
### 1 学校における情報セキュリティとは

#### ア. 学校における情報セキュリティの範囲と特性

教育委員会や学校などの公的機関においては、さまざまな法制により情報の適正な管理が求められている。公文書管理法においては、地方自治体は保有する公文書の適正な管理に関して必要な施策を制定・実施するよう努めなければならないとされており、ほとんどの地方自治体においては、文書管理規則・規程や公文書管理条例等を定めている。また、地方自治体が管理する文書は情報公開請求の際には原則的に公開すべきもの、という側面もある。

さらに、地方自治体ごとに定められている個人情報保護条例では、教育委員会は実施機関と位置付けられ、文書、電磁的な記録、手持ちメモ等に含まれる個人情報の管理、利用に当たって個人情報の保護を図るため必要な措置を講じる義務が課されている。学校における情報セキュリティは下図の通り、文書管理規則で規定される文書、サーバやUSBメモリーといった電磁的な記録、付箋紙やメモなどに書き込まれた情報などを網羅的に対象としている。

公的な機関では、間違い・ミスを「あってはならないもの」と考える傾向があり、情報セキュリティ事故についても具体的な被害が覚知されるまで発生を認識できず、被害が拡大することがある。そのため、「情報セキュリティ事故、またはそのおそれが発生した段階」を想定した備えをすることが重要である。



図表2-30 情報セキュリティの範囲

#### イ. 学校における情報セキュリティ事故の状況

##### (ア) 情報化社会と情報セキュリティ

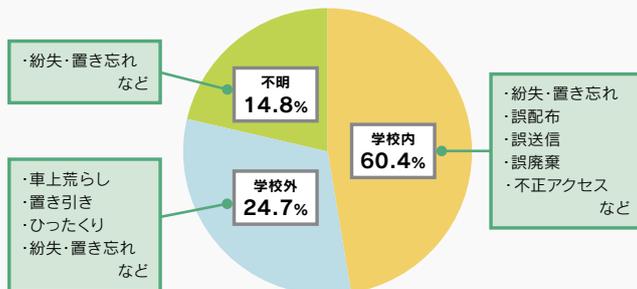
現実社会において、暴力行為や泥棒といった多様な犯罪があるのと同じように、情報通信技術 (ICT) が発達した社会にも、情報の盗難やコンピュータシステムの破壊といった犯罪がある。また、いわゆるサーバ空間の中だけではなく、火事や地震、雷といった災害から機器や情報を守ることも、大切な情報セキュリティ対策である。これらの情報セキュリティ対策は、インターネットなど情報通信技術への社会の依存度が高まるにしたがって、ますます重要になってくる。

## (イ) 学校における情報セキュリティ事故

我が国では学校において、毎年さまざまな情報セキュリティ事故が発生している。学校における情報セキュリティの実態等を調査している非営利団体教育ネットワーク情報セキュリティ推進委員会 (ISEN) によれば、平成29年度は全国で182件の個人情報漏えい事故が発生しており、のべ126,571人の個人情報漏えいした。これらの個人情報漏えい事故の発生場所の比率をみると、「学校内」が最も多く60.4%、次いで「学校外」が24.7%、「不明」が14.8%となっている。

### 平成29年度 発生場所別 事故発生比率

◆ 情報漏えい事故は、学校内でも学校外でも発生しています。



学校内と学校外、両方の対策を講じる必要があります。

図表2-31 発生場所別情報セキュリティ事故発生比率

情報システムやネットワークを整備し、運用するシステム担当者の立場として特に重要なのは、このような危険性に対して備えをすることであり、実際に発生してしまった、あるいは発生した可能性が生じた時点から、速やかに適切な対応を取って被害を最小限に抑えることである。

情報セキュリティ事故を防ぐためには、技術的な対応を施すことに加えて、アカウント管理の強化や情報セキュリティ監査による現状の確認など運用面での強化をはかることが重要である。そのためには、システム担当者として情報セキュリティに関する基礎的な知識を身に付け、自らの組織が整備しているICT環境において情報セキュリティ事故が起こる危険性を確認することが必要となる。情報セキュリティ事故が起こる可能性を未然に察知し、発生時にも即時対応ができるようにするという点では、学校現場の教職員やシステム担当者自身が情報セキュリティ事故につながりかねない危険性を理解し、そのような事象が発生した時には速やかに情報共有を図る「情報セキュリティ文化」を醸成していくことがポイントとなる。

## 2 学校における情報セキュリティ基礎知識

### 1 ア. 情報セキュリティの概念

一般的に「情報セキュリティ」とは、情報の「機密性」「完全性」「可用性」を維持することであり、単に、情報を漏えいしないことではない。情報セキュリティの概念では、これら3つの守るべき性質をあらわす英単語（機密性Confidentiality／完全性Integrity／可用性Availability）の頭文字を取って「情報のCIA」ということがある（セキュリティマネジメントシステムの国際標準であるISO/IEC 17799の定義）。

機密性	ある情報へのアクセスを認められた人だけが、その情報にアクセスできる状態を確保すること
完全性	情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること
可用性	情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保すること



図表2-32 情報のCIA

## イ. 情報資産とは

学校における情報資産には、大きく校務系の情報と学習系の情報とがある。学校においては、学籍関連の情報、生徒指導関連の情報、成績関連の情報、進路関連の情報、保健関連の情報、事務関連の情報など教職員が扱う情報の他に、児童生徒個々の学習記録や作成した作品など、児童生徒が生み出す情報もある。

その情報を利用する環境には、ソフト面におけるアプリケーション、ハード面におけるパソコン等のコンピュータ装置、ネットワーク機器等の通信装置、USBメディアやフラッシュメモリーなどのメディアなどがある。

情報セキュリティを検討する際には、日常業務に携わる教職員の役割として学校が保有する情報資産は何があるのか把握する必要がある。学校で取り扱う情報の中には、児童生徒や保護者の個人情報、学校運営のために必要不可欠な情報が多数存在するため、これらの情報を、誰が・どこに・何を保管しているのか等整理しておく必要がある。

## ウ. 情報資産の分類と管理方法

情報資産を保護するに当たっては、情報によって守り方が異なるため、分類毎にシステム(ネットワーク)を分けて管理することが求められる。

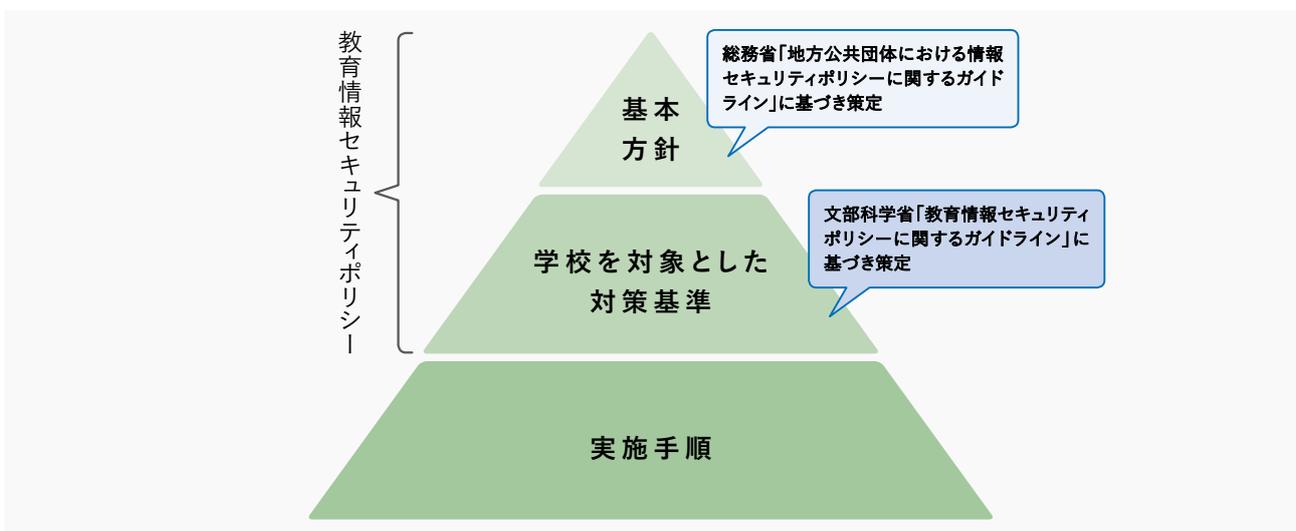
文部科学省が平成29年10月に策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下、「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」という)では、学校における情報資産の分類についての例示(P29、図表5)と、情報資産の管理方法についての例示(P31、図表6)とを示しているため、この例示を参考にして、それぞれの教育委員会では、各自の分類と管理方法を検討すべきである。

## 3 学校における情報セキュリティポリシー

### ア. 情報セキュリティポリシーとは

情報セキュリティ確保を図るための基本文書が、情報セキュリティポリシーである。情報セキュリティポリシーは、「基本方針」と「対策基準」の2つから構成される。

「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」によると、「基本方針」は、情報セキュリティに関する組織の基本方針・宣言であり、教育委員会も地方自治体の部局のひとつであることから、教育情報セキュリティポリシーについても、「基本方針」は地方自治体が策定する共通の基本方針として「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に従うこととする。しかしながら、学校の特徴を踏まえる必要があることから、「対策基準」については、教育委員会独自に策定すべきとなっている。



図表2-33 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの構成

なお、「実施手順」は、対策基準を実施するための具体的な手順等をまとめたマニュアル的なものであるが、教育委員会がひな形を学校に提示した上で各学校において実態を踏まえて整備していくことが必要である。

## イ. 情報セキュリティポリシーの運用

情報セキュリティポリシーを運用するのは学校であり、個々の教職員である。

「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」では、①組織体制を確立すること、②児童生徒による機微情報へのアクセスリスクへの対応を行うこと、③インターネット経由による標的型攻撃等のリスクへの対応を行うこと、④教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させること、⑤教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ること、⑥教職員の業務負荷軽減及びICTを活用した多様な学習の実現を図ること、という6つの基本的考えを基に、具体的な対策基準をまとめている。

策定して終わり、ではなく、情報セキュリティポリシーの実効性を上げるためには、絶えず運用状況を確認し、改善や見直しの必要を検討する必要がある。そのため、情報セキュリティポリシー策定後も組織の変更や法令の改正、情報通信技術の進展に伴う新たな脅威の出現、運用を通じた新たな課題の発生等に応じて、都度改善、見直していくことを盛り込んだ運用計画を策定すべきである。

なお、「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」は、学校現場における情報セキュリティの「あるべき姿」を書き記したものである。教育委員会は、ガイドラインの内容をそのまま自分たちの情報セキュリティポリシーとすることなく、学校現場の身の丈に合った「自分たちの教育情報セキュリティポリシー」を策定し、アプリケーションの導入や機器の入れ替えに伴って運用ルールを見直し、PDCAサイクルを回して「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に近づけていくべきである。

## 4 マネジメントシステム

### ア. 学校における情報セキュリティを確保するための体制づくり

情報セキュリティポリシー策定後は、適切な運用ができていないか定期的に確認が必要である。情報セキュリティポリシーは学校管理者のみが理解していればよいというものではなく、学校に関わる職員全てが理解していなければならない。そのためには、具体的な事例を盛り込んだ研修会を実施し、理解を深め、学校で取り扱う情報資産の管理状況について定期的に確認をしていくことが望まれる。

万が一事故が発生した際の報告体制についても、首長部局のCSIRT(対策チーム)と調整を行い、取り決めを確認しておくことが重要である。事故が発生してしまった時に責任を問われることを恐れて報告を怠り、二次被害、三次被害が発生することは絶対に避けなければならない。

教育情報セキュリティポリシーを策定するのは、「教員及び児童生徒が、安心して学校においてICTを活用できるようにするため」(「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」より)である。「情報セキュリティ事故につながるかもしれない事象が出現した」等の報告や相談がしやすい体制を作り、気軽に相談・質問ができる体制が確立されていることを広く関係者間で情報共有することが、情報セキュリティポリシーには規定されない項目とはいえ情報セキュリティの確保の観点では非常に有効である。

### イ. 情報セキュリティポリシーの教育

教育委員会で作成した教育情報セキュリティポリシーは、全ての教職員に配布し、対策基準や実施手順書のひな形などを使って、具体的な操作を含む研修会を実施すべきである。情報セキュリティの重要性を理解し、さまざまな対策を実施している場合であっても、情報漏えいやマルウェア感染や不正アクセスといった事故が発生してしまうケースはある。技術的な対策だけでは万全とは言えず、情報を取り扱っている教職員や児童生徒の情報セキュリティの意識が低ければ事故が発生する可能性は高くなる。

教職員や児童生徒の意識を高めるためには、さまざまな教育コンテンツを活用し、どのような脅威があるのか知る必要がある。ISEN「学校情報セキュリティお役立ちWeb」をはじめ、最新の教育コンテンツが提供されるWebサイトなどを活用して、知識の共有を図ることが望まれる。



資料出所: ISEN (<http://school-security.jp/>)

図表2-34 「学校情報セキュリティお役立ちWeb」

2.1

推進計画策定の  
取組事例

2.2

教育の情報化の事業化と  
予算要求の説明

2.3

全校展開を見据えた  
モデル事業

2.4

調達

2.5

活用推進の仕組み

2.6

情報セキュリティ

コラム9

**Q** 既設のネットワークは、「校務系」と「学習系」の2系統に分離していますが、セキュリティガイドラインにあるように「校務系」「校務外部接続系」「学習系」の3系統に分離する必要がありますか。必要であるなら、仮想化によって3系統に分離をすることを考えていますが、留意すべきことはありますか。

**A** 最初の質問ですが、現在の「校務系」では外部との電子メールや学校ホームページ作成のためのCMS利用など、インターネットと接続している場合が多くあります。昨今では、標的型攻撃によってマルウェアなどがネットワークに侵入し、情報漏洩を始めとする各種トラブルが起こるリスクが避けられないと言われています。したがって、できるだけ早期に、3系統に分離を行う必要があります。

次に仮想化による3系統の分離ですが、自治体の首長部局では、LGWAN系(事務を行う系統…校務系に相当)をローカルネットワークで動かし、インターネット接続を行う「外部接続系」を仮想化する手法が多数を占めています。

しかし、学校現場では、インターネットと接続した「学習系」や「外部接続系」で動画教材を含む大容量マルチメディア・データを扱うことから、こちらをローカルネットワークで動かし、テキストデータ中心でローカルネットワークにデータを保存しないことが望ましい「校務系」を仮想化することが効果的です。

**Q** 教育委員会で、「基本方針」と「対策基準」を作成し、各学校に配布しています。他にやるべきことは何でしょうか。

**A** 情報セキュリティの一般常識として、パスワードの使用文字種・桁数など具体的な運用を定めた「実施手順」まで策定しないと実効性が上がらないことがわかっています。教育現場においても、学校に過度の負担をかけないよう「実施手順のひな形」を教育委員会が作成し、それを基に各学校で「実施手順」を策定し、教職員・児童生徒に徹底させるよう指示してください。

**Q** 教育委員会や各学校では、どのような研修会を行えばいいでしょうか。

**A** 学校現場における情報セキュリティに関する研究の結果、学校にどのような情報資産があるのか洗い出し、ふだん自分たちがそれらをどのように扱い、どのようなリスクがあるのかを分析するワークショップ型研修を行うと、自分たちの情報の取り扱いの危険性に気づき、情報セキュリティの必要性に対する理解が飛躍的に高まることが分かっています。一方的に教育情報セキュリティポリシーを説明するのではなく、このようなワークショップ型研修により、情報セキュリティの必要性を理解した上で、教育情報セキュリティポリシーを実施手順に至るまで説明するようにすると効果的です。

また、ワープロ文書や表計算ソフトで作成したデータにパスワードをかけて暗号化する方法などに関しては、実技研修を行うと、手順が簡単である割にセキュリティ保護の効果が大きいことを実感し、研修後すぐに実施してもらえるようになります。